


令和5年12月20日（水）10時00分 配付

<p>項目</p>	<p>オホーツク圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員の公募について</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オホーツク圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員の公募のお知らせ</li> <li>・虐待や差別などの暮らしづらさに対する取組～「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」～（概要資料）</li> </ul>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を設置しています。</p> <p>このたび、オホーツク圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会において、道民の皆様の見解を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募しますので、道民の皆様への周知をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応募資格 次の要件を全て満たすことが必要です。 (1) オホーツク総合振興局管内に居住する満20歳以上の方〔R6.4.1現在〕 (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心を持ち、年数回開催する委員会に出席できる方 ※過去に国又は地方公共団体の議員及び職員、道職員であった方も応募できますが、募集締め切り後に他に応募者がいなかった場合に選考対象となります。</li> <li>2 募集する人数 3名（障がいのある方2名、地域住民1名）</li> <li>3 委員の任期 委嘱の日（令和6年4月1日予定）から2年間</li> <li>4 応募方法 応募に必要な書類（応募用紙及び作文）を令和6年1月19日（金）までにオホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課へ郵送又は持参してください。</li> <li>5 選考 オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課が設置する選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容等を総合的に審査の上、選考し、結果は応募者全員にお知らせします。</li> <li>6 その他 応募用紙等はオホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課ホームページに掲載しています。 <a href="https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/index.html">https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/index.html</a></li> </ol>
<p>他のクラブとの関係</p>	<p>道政記者クラブ及び各（総合）振興局記者クラブに同時配布</p>
<p>担当窓口</p>	<p>北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課 社会福祉課長 本間 久宣 直通 0152-41-0686（内線3800）</p> 

## オホーツク圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ

北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を設置しています。

このたび、オホーツク圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会において、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募しますので、積極的に御応募ください。

### 1 応募資格

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) オホーツク総合振興局管内に居住する満20歳以上の方〔令和6年4月1日現在〕
- (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心をもち、年数回開催する委員会に出席できる方  
※ 過去に国又は地方公共団体の議員及び職員、道職員であった方も応募できますが、募集締め切り後に他に応募者がいなかった場合に選考対象となります。

### 2 募集する人数

3名（障がいのある方 2名、地域住民 1名）

### 3 委員の任期

委嘱の日（令和6年4月1日予定）から2年間

※ 委嘱された方の氏名は公表されます。

### 4 応募方法

#### (1) 応募に必要な書類（2種類）

ア 応募用紙（様式1）

イ 作文（様式2）

テーマ「障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて」について、あなたが考えていることを800字以内にまとめてください。

※ 書類は、点字又は代筆によることもできます。点字による応募の場合は、様式は自由です。

※ 様式1及び2は、オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課で配付しているほか、当課のホームページでダウンロードできます。

（<https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/index.html>）

#### (2) 書類の提出方法

オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課あて、令和6年1月19日（金）までに郵送（消印有効）又は持参してください。

〔郵送先〕北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課

〒093-8585

網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎1階

電話 0152-41-0691

※ 持参の場合は、平日（開庁日）の9：00～17：00までの間に持参してください。

### 5 選考

選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上、選考します。

必要に応じ、記載内容等について確認させていただくため、面接審査を実施します。

選考結果は、オホーツク総合振興局から、3月下旬までに応募者全員にお知らせします。

### 6 委員の役割等

(1) 学識経験者等の委員とともに、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護などに関する課題や申し立てのあった事項について、当事者や参考人などから意見聴取を行い、問題の解決に向けて協議をしていただきます。

(2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくことになります。

### 7 報酬等

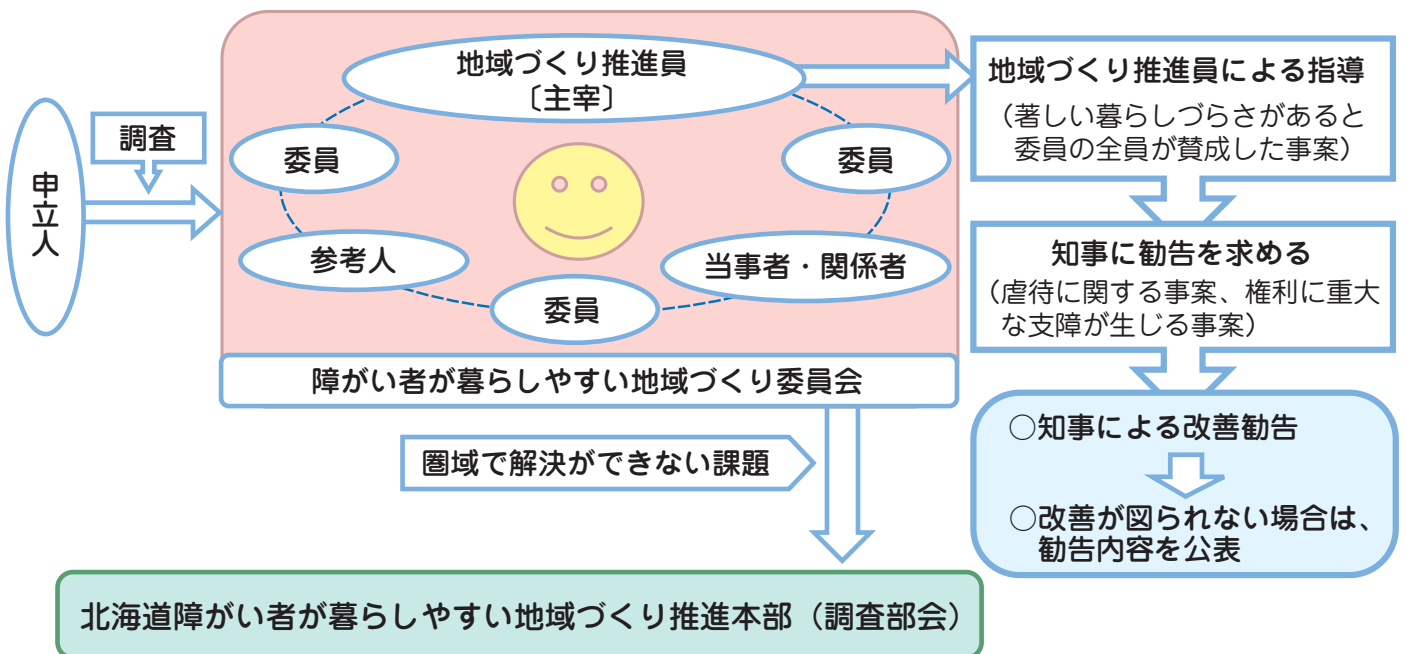
委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

# 虐待や差別などの暮らしづらさに対する取組

～「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」～

地域づくり委員会は、中立公平な立場に立ち、当事者や関係者との話し合いにより、虐待や差別、その他障がい者の暮らしづらさの解決を図ります。

- ・地域づくり委員会は、総合振興局（振興局）の14圏域ごとに設置しています。
- ・地域づくり委員会は、委員長役の地域づくり推進員と障がい者、地域住民、学識経験者及び行政関係者からなる10名以内の委員で構成しています。
- ・地域づくり委員会では話し合いによる解決が原則ですが、虐待や重大な権利侵害を含む悪質な事案については、地域づくり推進員による指導、知事による改善の勧告、さらには勧告内容の公表を行うことができます。
- ・地域づくり委員会では様々な地域の課題についても協議を行い、圏域だけでは解決が困難な課題については推進本部に審議を求めることができます。



## ○地域づくり委員会事務局の連絡先

ご相談は、最寄りの地域づくり委員会事務局（総合振興局（振興局）社会福祉課）へ

圏域	電話番号	FAX 番号	圏域	電話番号	FAX 番号
空知	0126-20-0111	0126-25-6759	上川	0166-46-5982	0166-46-5203
石狩	011-204-5861	011-232-1090	留萌	0164-42-8317	0164-42-4715
後志	0136-23-1938	0136-22-5846	宗谷	0162-33-2573	0162-33-2628
胆振	0143-24-9836	0143-22-5285	林-ツク	0152-41-0687	0152-45-0494
日高	0146-22-9478	0146-22-7712	十勝	0155-27-8516	0155-27-2188
渡島	0138-47-9537	0138-47-9225	釧路	0154-43-9255	0154-41-2235
檜山	0139-52-6651	0139-52-3010	根室	0153-23-6915	0153-23-6176